



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東円堂地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）

平成31年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体

個人 3経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
松尾寺南地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）
平成31年3月26日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 4 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
現状他所参入者の農地管理は十分といえる状況になく、畦畔などの除草をはじめ水管理や収穫時期など目に余る現状である。特に、集落内及び近隣においては、農地中間管理機構をとおして優良な農業者に貸付をしたい。
6. 地域農業の将来のあり方
生産品目の明確化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
安孫子地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月26日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 5 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
生產品目の明確化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
豊満地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）
平成31年3月26日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2経営体
個人 2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
生産品目の明確化